

元気ハツラツ富山の田舎 活性化に向けて

元気な中山間地域づくり支援事業(中山間地域等直接支払制度)
を活用した取組事例



平成26年3月
富山県農村振興課



中山間地域等直接支払制度第3期対策の概要 2

制度を活用した取組事例

〈大学・学生との連携に取り組む事例〉

- ① 大学サークルの農業ボランティアと「マコモタケ」「啓翁桜」特産品づくり
富山市山田鎌倉 4

〈広域連携による集落への支援に取り組む事例〉

- ② 事務機能の強化による活動支援体制の構築
黒部市中山間地域集落協定連絡協議会（東布施地区） 6
- ③ 農業公社を核とした集落広域連携 南砺市平 8

〈集落出身者と連携し共同活動に取り組む事例〉

- ④ 定年退職者を中心に新規協定締結・里山を守る取組 富山市吉野 10

〈地場産農産物の加工・販売に取り組む事例〉

- ⑤ 特産品「草もち」の製造販売などによる地域活性化 氷見市論田 12

〈小規模・高齢化集落への支援・連携による農地の維持管理に取り組む事例〉

- ⑥ 支えあう2集落が連携した共同活動・共同菜園づくり 魚津市黒谷・山女 14

〈子ども達の農業体験に取り組む事例〉

- ⑦ 体験農園を活用した都市農村交流による地域活性化 富山市八尾町布谷 16

〈都市交流に取り組む事例〉

- ⑧ ジャガイモオーナー制度による交流・地域活性化 高岡市福岡町小野 18

〈鳥獣害対策に取り組む事例〉

- ⑨ 集落が一丸となった農地保全活動と鳥獣害対策 南砺市小又 20

さらなる集落の活性化に向けて 22

中山間地域等直接支払制度第3期対策

第3期対策のポイント

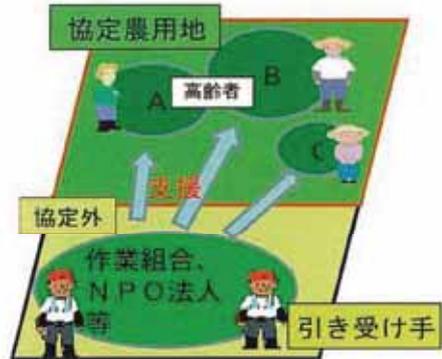
【集团的サポート型の創設】

協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難となった場合の引き受け手（集落内の農業者や集落外の作業組合、NPO法人、農協など）をあらかじめ協定に位置づけることで体制整備単価を交付（集团的かつ持続可能な体制の整備）

【イメージ1：協定内の引き受け手によるケース】



【イメージ2：協定外の引き受け手によるケース】



【小規模・高齢化集落支援加算の創設】

小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて、複数集落にて協定を締結した場合に、小規模・高齢化集落の農用地面積に応じて交付金を加算



農地を林地へ戻す取組(林地化)

これまで交付を受けていた農地等で、より生産条件が不利で耕作放棄の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置付けた場合、一定期間交付対象

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要

土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう



営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の要件を満たす場合、個別協定(営農組合等が申請)の取組が可能

営農組合、認定農業者、特定農業法人等が対象

組織でがんばる



(元気な中山間地域づくり支援事業)の概要

実施期間

○平成22年度～平成26年度（5年間）

集落協定による取組活動

体制整備活動：基礎活動に加え担い手の育成など、前向きな取組活動

基礎活動

（耕作放棄地の発生防止など基礎的な活動）

①農業生産活動など

- ・集落マスタープランの作成
（集落の将来像を明確にします）
- ・耕作放棄地の防止など
（耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します）
- ・水路・農道などの管理
（草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します）

②多面的機能増進活動

（いずれか1つ以上）

- ・国土保全機能の増進
（農地の周辺林地の管理など土壌の流失を防ぎます）
- ・保健休養機能の増進
（景観作物の作付けや体験農園、棚田オーナー制度など農村を憩いの場にします）
- ・自然生態系の保全
（ビオトープの確保や鳥類の餌場の確保など、自然環境を守ります）

③農業生産活動などの体制整備

・農用地等保全マップの作成、活動の実践

〔A要件（いずれか2つ以上）〕

- 協定農用地の拡大
（既耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大を図ります）
- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 地場産農産物等の加工・販売
- 農業生産条件の強化
（生産条件の改良（自己施工に限る）が行われた対象面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上の増加を図ります）
- 新規就農者の確保
- 認定農業者の育成
- 多様な担い手の確保
（棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園やNPO法人、企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営を実施します）
- 担い手への農地集積（利用権の設定等、協定農用地面積の5%以上の増加を図ります）
- 担い手への農作業の委託

〔B要件（いずれか1つ以上）〕

- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 担い手集積化（利用権の設定等、協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加を図ります）

〔C要件〕【集団的サポート型】

- 集団的かつ持続可能な体制の整備
（協定参加者が活動困難となった場合に備え、あらかじめ他の参加者等の引き受け手を協定に位置づけします。）

※A要件のうち2つ以上、又はB・C要件のうち1つ以上を選択し取り組むことで、体制整備単価を交付

基礎単価(体制整備単価の8割)

体制整備単価

加算単価：より積極的な取組

・小規模・高齢化集落支援加算

（小規模・高齢化集落を取り込み、1集落協定として取り組む場合に加算額を支給）

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a

（当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算）

・規模拡大加算

田：1,500円/10a

畑：500円/10a

・土地利用調整加算

田：500円/10a

畑：500円/10a

（要件を満たす集落全体に加算）

・法人設立加算

田：600円/10a

畑：500円/10a

（1協定60千円/年を上限とする。）

・集落連携促進加算

1年間に限り2,000円/10a ※交付上限額があります。

（協定変更後の対象農用地面積に応じて加算）

加算単価



① 大学サークルの農業ボランティアと「マコモタケ」「けい おうざくら啓翁桜」特産品づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	<small>と や ま し や ま だ か ま く ら</small> 富山市 山田鎌倉			
協 定 面 積 10.9ha	田 (90%)	畑 (10%)	草地	採草放牧地
	米	啓翁桜・マコモタケ		
交 付 金 額 212万円	個人配分			47%
	共同取組活動(53%)	農用地の維持管理費		26%
農道・水路の維持管理		27%		
協 定 参 加 者	農業者 8人、営農組合 (構成員 8人) 非農業者 3人			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

当集落は、平成20年に集落営農組織を設立し、水稻のみの単一経営にとられずに山田地域の特産物として平成19年から「啓翁桜」・「ソバ」を、平成22年から「マコモタケ」の生産に着手し、複合経営の確立に向けて計画的な増産に取り組む現在に至っている。

また、平成25年には、大学生の農業ボランティアの受け入れを始めた。

3. 取組の内容

当集落では、第三期対策に入り生産調整にかかる転作物目として、豊富な湧水を使って「マコモ」を無農薬で栽培し、収穫に際しては、地域の高齢化・過疎化のなか、また、手作業であり人手不足であることから、大学生の農業ボランティアの応援を得て行い、学生と地域との交流を図り地域活性化に努めている。

また、「マコモタケ」を使った料理講習会や「マコモ」の葉を使った「しめ飾り」作成講習会、平成19年に山田地域において当集落内で初めて行った「ソバ祭り」を現在も継続して実施している。このように様々なイベントを通し、さらには、県中山間地域チャレンジ支援事業の取組として、山田地域の特産品である「マコモタケ」の加工品「昆布じめ」等の販売を行っており、集落の活性化に繋げている。



大学生によるマコモタケ収穫作業



けい おう ざ く ら
啓翁桜の生産



地域の将来像

- 山田地域の特産物である「啓翁桜」や「マコモ」の生産面積拡大を図り、県下一の特産化を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化等営農組織の育成を図り、共同利用面積を5年間維持する。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田9.9ha、畑1.0ha)

個別対応

水路・農道の管理

- 水路6.5km、農道2.6 km、
年2回清掃・草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

冬季湛水化・鳥類餌場の確保
(約0.2ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落を基礎とした営農組織の育成
83.6%(集落営農面積/協定面積)

共同取組活動

集落外との連携

- 富山大学ボランティアサークルMEETSとの連携・交流
- 「啓翁桜」は山田花木生産組合を通じ県内全郵便局からの予約注文、山田地域の商店、富山中央花き園芸(市場内)、地場もん屋総本店、物産センター、大阪鶴見市場等で販売している。
- 「マコモタケ」は山田地域の商店・温泉施設、地場もん屋総本店、各種農産物直売所やレストランで販売している。

4. 今後の課題等

当協定は、水稻だけでなく「啓翁桜」や「マコモ」等の作物の栽培に取り組んできている。現在は、維持管理に意欲を持って取り組んでいるが、協定参加者も高齢化しているため、今後は、学生など若者との連携、交流、特産物「啓翁桜」「マコモタケ」の加工・販売先との連携をどう深めていくかが課題となっている。

これまでの主な成果

- 山田特産の「啓翁桜」の栽培を始める。
- 平成19年から山田地域で初めての「ソバ祭り」を開催し現在も継続している。
- 「マコモ」の栽培を始め、「マコモタケ」の料理講習会、「マコモ」の葉を使った「しめ飾り」講習会を開催している。



② 事務機能の強化による活動支援体制の構築

1. 協議会の概要

市町村・協定名	くろべし ちゅうさんかんちいましゅうらくきょうていれんらくきょうぎかい 黒部市 中山間地域集落協定連絡協議会(東布施地区内6集落協定)			
協定面積 214.6ha (6協定計)	田 (99.5%)	畑 (0.5%)	草地	採草放牧地
	米	野菜		
協定参加者	農業者 223人 (6協定計)			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

黒部市は、山村振興法に該当する中山間地域として東布施地区がある。市内において、高齢化と過疎化が進む地域であり、農地管理の厳しさから耕作放棄地の発生が懸念されていた。平成12年から各集落で中山間地域等直接支払制度に要件を満たす農用地の大部分を協定農用地として、取り組んでいる。

また、平成12年度に連絡協議会を設立することにより、各集落協定の代表者はじめ関係者が集う機会を活用し、制度に関わる横のつながり、情報交換、会計事務の一元化等が図られている。

その結果、各集落役員負担軽減により、第3期4年目を迎えた今日まで、大幅な農用地の減少もなく継続されている。

3. 取組の内容

(1) 組織等

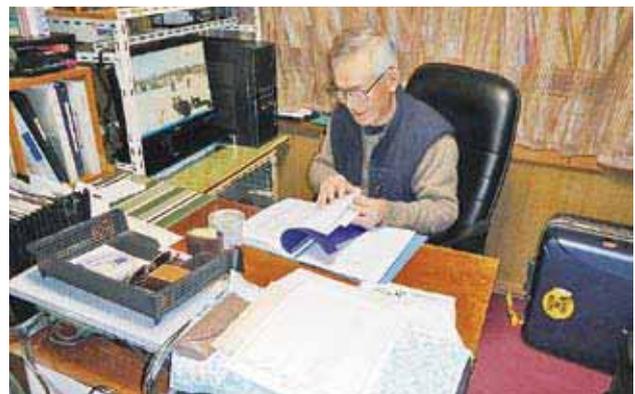
- ①役員：会長（1）、副会長（2）、監事（2）、事務局長（1）
- ②会議：総会（年1回）、役員会（年1～2回）

(2) 事務

- ①会議開催事務（日程調整、資料作成）
- ②各集落協定の計画書及び実績報告書（作業日誌・記録写真）のとりまとめ（市へ提出）
- ③各集落協定からの提出書類の内容確認、指導
- ④市及び各集落協定との連絡調整
- ⑤協定参加者への交付金振込事務代行及び各集落協定からの負担金徴収



集落での話し合い



事務局長による会計書類の確認



地域の将来像

- 集落ぐるみで地域の実情に即した持続可能な農業生産活動の体制を整備し、多様な担い手の確保と認定農業者の育成を行い、現在耕作している面積を減らさないようにする。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制整備
- 耕作放棄地の発生防止対策
- 有害鳥獣被害防止対策の検討

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理

各協定で個別対応

水路・農道の管理

各協定で共同取組活動

農地法面の点検

各協定で共同取組活動

鳥獣被害対策

各協定で共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

各協定で共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同で支えあう集团的かつ持続可能な体制整備

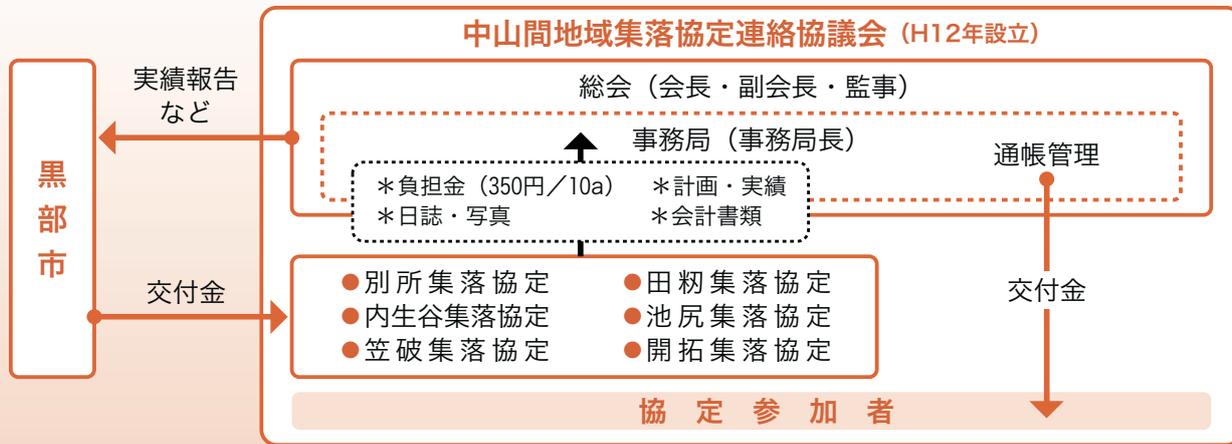
各協定で共同取組活動

農道舗装、水路の改修

各協定で共同取組活動

連絡協議会と各集落との連携

中山間地域集落協定連絡協議会 (H12年設立)



4. 今後の課題等

連絡協議会の事務全般を担う事務局長が地域内全集落協定の会計業務を担っており、市との事務手続きが円滑に進められるメリットがある一方で、連絡協議会設立以来の人員体制のため高齢化が進んでいる。現在、後任の事務局従事者の選任について、協議を開始したところである。

これまでの主な成果

- 交付金交付要件の適正な認識と取組の実施
- 耕作放棄地発生の抑制効果



③ 農業公社を核とした集落広域連携の取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なんとし たいら 南砺市 平			
協定面積 62.5ha	田 (97%)	畑 (3%)	草地	採草放牧地
	水稻、赤かぶ等	楮等		
交付金額 1,325万円	個人配分			20%
	共同取組活動(80%)	共同活動・農業生産活動		80%
協定参加者	農業者182人、2法人(構成員184人)			開始：平成17年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済			

2. 取組に至る経緯

小規模集落が点在し過疎化・高齢化が著しく進んだため、後継者不足から地域内の農地の維持・管理が課題となっていた。地域農業の継続と耕作放棄地の発生防止・解消を地域全体として取り組むため農業公社が平成16年度に設立された。平成12年度より始まった第1期対策では15集落で個々に集落協定を締結していたが、公社設立を契機に広域連携による農業生産体制の強化等を目的として平成17年度(第2期対策)からは地域一円(旧平村15集落協定の一本化)で集落協定を締結し、交付金は共同活動として、地域農業の振興を図るため農業公社の活動費に充てられている。

3. 取組の内容

第1期対策では農業生産の基本的条件の整備を中心に、個々の集落が協定を締結し、用排水路の改修や農道の舗装などを実施した。

第2期対策では、農業公社が農作業受託を行うことにより、過疎化・高齢化のために休耕される農地を守ると共に、地域農業の核として、また担い手として農地保全と地域農業の振興に寄与している。現在の農作業受託面積は、協定面積の約5割(28ha)までに拡大している。

世界遺産となっている相倉集落では、平成17年度から棚田オーナー制度に取り組み、集落と都市住民との交流を行うとともに、合掌集落の景観保全に努めている。

平成24年度からは、中山間地域チャレンジ支援事業を導入し、五箇山地域の特産物である、五箇山カボチャ・錦糸瓜・赤かぶ・ミョウガ・ニンニク・五箇山米等を富山市内等のコンビニで販売する販路開拓に挑戦し、地域農業の活性化に向けた試みを行っている。



棚田オーナー稲刈り作業



ミョウガの栽培



地域の将来像

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動の体制を整備し、担い手の確保と現在耕作している農地を減らさないようにする。そして世界文化遺産「五箇山合掌造り集落」の緩衝地帯として後世に繋げたい。

将来像を実現するための活動目標

- 農業公社を担い手として、地域農業を守る。

[活動内容]



集落外との連携

- 都市農村交流を目的とした農業体験「みんなで農作業の日」in五箇山 (棚田オーナー事業) 運営のための南砺市の協力支援

4. 今後の課題等

今後、農業従事者の高齢化、人口減少による後継者不足により農用地の維持・管理を含めた農地保全が大きな課題であり、そのためにも担い手確保・育成が必要。

これまでの主な成果

- 担い手への農地集積 (農業公社の設立 (H16) を契機に協定面積の45%を受託し農業生産活動を実施)
- 棚田オーナー事業による地域の活性化 (田植・稲刈:約130名参加)



④ 定年退職者を中心に新規協定締結・里山を守る取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とやまし よしの 富山市 吉野			
協定面積 1.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 27万円	個人配分			11%
	共同取組活動(89%)	農道・水路の維持管理・修繕		78%
		共同利用機械の購入		11%
協定参加者	農業者4人、非農業者3人			開始：平成24年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

当集落は、神通川右岸の山間地に位置し、西に流れる神通川沿いの道は古くからの道“飛騨東街道”があり、沿道には道祖神や馬頭観音など石仏が点在することから、野仏の里と言われる地域の中にある。

山地と神通川との間に分布する農地で主に稲作が行われているが、過疎化と高齢化の進行で耕作放棄地の増加や里山の荒廃が懸念されていた。

今後の農業を継続するにあたって、定年退職者がリーダーとなって集落協定を締結し、水路・農道の管理や耕作放棄と鳥獣被害の抑制に取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落では高齢化が進みリーダー不在となっていたが、元々兼業農家で会社員だった1人の農業者が、定年退職を機に里山の保全のため、耕作出来なくなった農地の受け手となった。また中山間直接支払制度に取り組むため、集落住民は勿論、元住民も含めて話し合いを重ね、平成24年に7名が参加して集落協定を締結した。

今後は、近隣市街地に在住の元住民で定年退職を迎える方を対象に参加を呼びかけ、生まれ育った里山の荒廃に歯止めをかけ、良き里山を守り続けていく為の取り組みを模索している。



用水路土砂上げ



周辺林地管理



地域の将来像

- 元住民らも参加して実りある里山の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 耕作放棄地の発生防止と解消に向けて話し合いの継続と、実りある農地の活用方法の検討。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田1.9ha)

個別対応

水路・作業道の管理

- 水路0.8km、
年4回 清掃、草刈り
- 農道0.8km、
年4回 草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(0.4ha、年1回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同で支え合う集団的かつ
持続可能な体制整備

共同取組活動

用水路の更新 (18m)
用水貯水槽補修 (1箇所)

共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の元住民らと連携し、地域特産となる作物（梅花、薬草など）の検討と栽培の実施する。

4. 今後の課題等

小規模農業であるため、農業機械等の経費の負担が大きい。

集落外に居住する元住民の参加も年数が経つに連れ減少すると考えられ、今後は、状況が似ている近隣集落との連携を視野に入れ、里山の維持、活性化を図っていきたい。



⑤ 特産品「草もち」の製造販売などによる地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ひみし るんでん 氷見市 論田			
協 定 面 積 32.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交 付 金 額 657万円	個人配分			50%
	共同取組活動(50%)	農用地の維持管理費		10%
		農道の維持管理・補修		30%
		役員報酬等		3%
農道・水路整備費繰越金		7%		
協定参加者	農業者94人、非農業者31人、その他1団体			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

論田集落は、氷見市西部に位置し石川県境に位置している。

当集落は傾斜がきつく、面積が広いうえ農地が点在しているため農業者には厳しい条件である上、農業者の高齢化や担い手不足により荒廃地の発生が懸念されていた。

そこで、集落全体で農地を守っていくために平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、主に農道や水路などの施設の整備を行っているほか、地域特産品として、草もちの製造販売などに取り組んでいる。

3. 取組の内容

中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落住民で構成された特産品加工グループ「食彩ふるさと」に対して支援を行っている。「食彩ふるさと」では、もち米と集落内で採取されたヨモギを使用した地域特産品の草もちの製造・販売を行い雇用の創出を図っている。製造された草もちは、お休み処熊無、J A グリーン及び市内スーパーで販売されている。

農道の新設、舗装整備や老朽化した排水路の整備に取り組んでいるほか、集落内の不作付地に特産品のハトムギの栽培や、市道沿線に花を植栽する取組により、美しい農村景観を保っている。

また、地域の園児による体験農業に取り組むとともに、障害者施設の入居者と農作業を通じて交流を深めている。



集落住民による「草もち」の製造



地域の園児による収穫体験



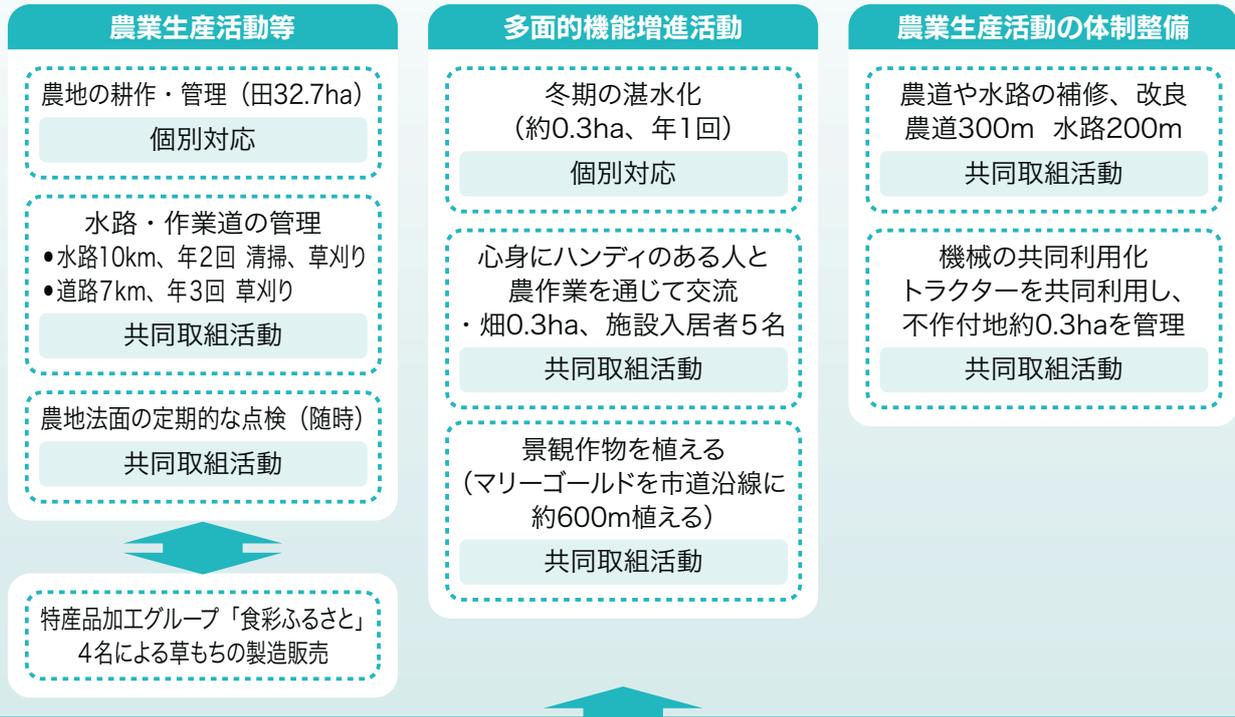
地域の将来像

- 集落内で高齢化が進み荒廃地が発生していることから、市道沿線の植栽や荒廃地の農地復元を行うことで明るい景観を保つ。
- 地域特産品の製造により、集落内に雇用をもたらすことで活気のある集落を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 協定農用地を拡大し農業が活発な集落を維持するとともに、特産品のもち米を用いた「草もち」の製造・販売を通じて農業振興と地域の働き場の確保を図る。

【活動内容】



集落外との連携

- 地域の園児や障害者施設入居者との体験農業などを通じて交流を深めている。

4. 今後の課題等

地域特産品の製造販売を通じて集落内に活気がでてきており、農道の舗装や水路の補修も進み農業がしやすい環境が整ってきているが、高齢者が多く、今後どのようにして現在の体制を継続していくかが課題となっている。

地域特産品の販路を拡大し、より多くの人に安心して安全な特産品の提供ができるよう努めるとともに、「食彩ふるさと」による地域活性化の取組を継続していきたい。

これまでの主な成果

- 「食彩ふるさと」にて草もち、豆もち、切りもちを製造（1日平均300個）
- 不作付地を解消し、特産品のハトムギを栽培（取組面積2.5ha）
- 市道沿線にマリーゴールドを植栽（道路両側に300m）
- 園児や施設入居者に農地を貸し出し、体験農業を実施（園児約30人、施設入居者5人）
- トラクターを共同化し、不作付地の管理を実施（年間0.3ha）
- 当事業を活用し苗栽培ハウスを建設。（年間2,000～3,000箱を生産）



⑥ 支えあふ2集落が連携した共同活動、共用菜園づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	うおづし くるだに あけび 魚津市 黒谷・山女			
協定面積 18.2ha	田 (100%) 米	畑	草地	採草放牧地
交付金額 162万円	個人配分			46%
	共同取組活動(54%)	役員報酬		12%
		共同取組活動費 事務費・会議費		30%
協定参加者	農業者16人			開始：平成17年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

黒谷集落及び山女集落は中心に流れる片貝川の左右を山に囲まれた中山間地域である。高齢化により農地や農業用水路の維持管理に個人で対応することが難しくなったことや、有害鳥獣被害の増加による営農意欲の低下に悩まされていたことから、第2期対策から本制度に取り組んでいる。その際に集落内に対象農用地が3ha程度しかなく、高齢化もより進行していた山女集落を黒谷集落が支援し、連携した取組を進めていくこととなった。

3. 取組の内容

総延長約4kmに及ぶ山際の農業用水路の草刈りや、水門の維持管理（錆止め・塗装等）、農業用水の土砂揚げを実施してきた。また、近年増加してきたイノシシによる水稻被害を防止するため、約15haの水田を電気柵で囲み効果を発揮している。さらにサルによる自家菜園への食害対策として、集落内にあった休耕田の周囲を電気柵で囲み、集落住民共用の菜園を設置し、住民が安心して自家野菜を栽培できるよう工夫を凝らしている。

今後は、集落内で評価の高い共用菜園の機能を強化していくとともに、新規就農した担い手の負担軽減のため、水路の維持管理などに取り組み、2集落の連携をさらに高めていく。



黒谷・山女集落協定総会



2集落共用菜園の電気柵設置



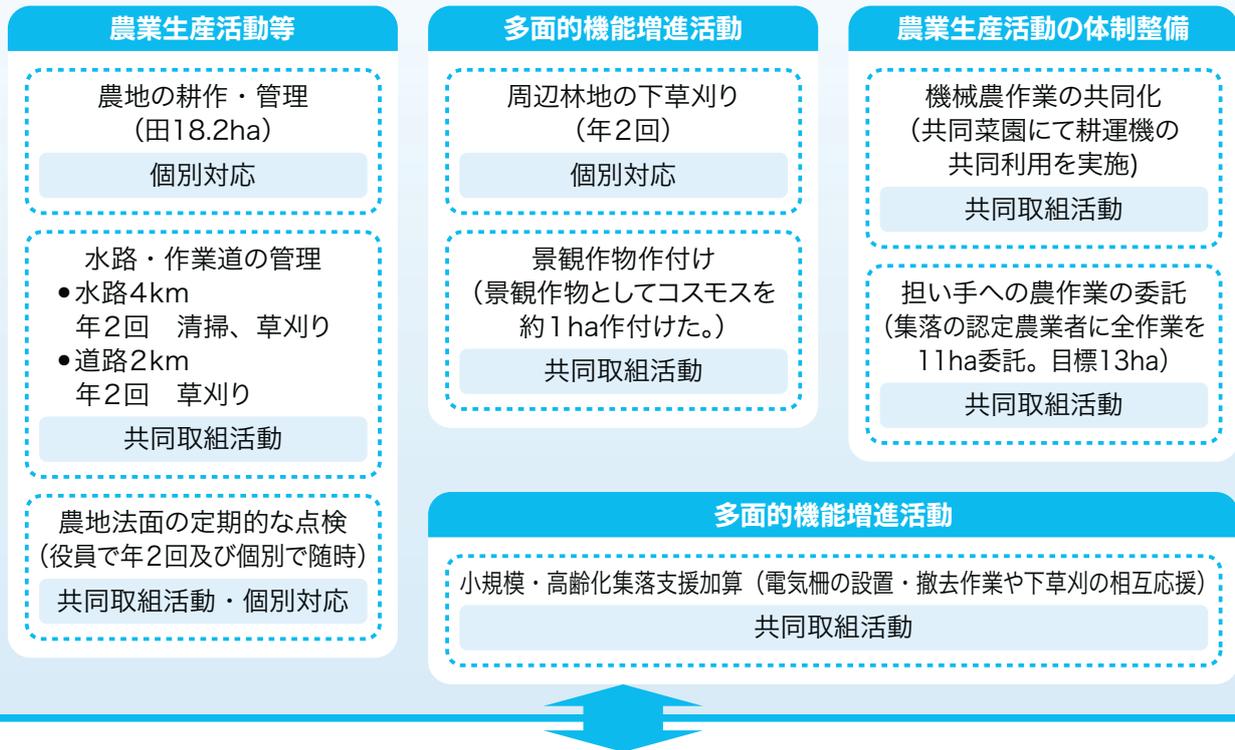
地域の将来像

- 今年度新規就農した担い手を核として、交付金を活用しながら畦畔、法面、水路等の管理を集落ぐるみで行っていく体制を強化するとともに、既耕作放棄地の復旧を進め、協定農用地の拡大を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支えあう集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 担い手への農地集積
- 有害鳥獣被害防止対策の継続的な取組

[活動内容]



集落外との連携

- 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。
- 魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

新たな学卒の担い手は確保できたものの、高齢化による影響で担い手に農地集積せざるを得なくなっている。今後の対策として、農地や水路の維持管理活動が過度に担い手に集中しすぎないように、これまで以上に集落機能の強化を図り、2集落で連携した共同活動を推進していく。

これまでの主な成果

- 担い手への利用集積による体質強化 (H17: 9.5ha H25: 11.2ha)
- 電気柵の設置 (H17: 0km H25: 11km) による耕作意欲の回復
- 休耕田を活用し、電気柵で囲んだ集落共用菜園の設置



7 体験農園を活用した都市農村交流による地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とやまし やつおまち ぬのたに 富山市 八尾町 布谷			
協定面積 16.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 311万円	個人配分			50%
	共同取組活動(50%)	農道水路管理費等		6%
		共同利用機械購入費		43%
		多面的機能増進活動費		1%
協定参加者	農業者27人、布谷営農組合(構成員24人)			開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

昭和55年に営農組合を設立し、オペレーターを中心に営農活動を行ってきたが、農業者の高齢化により担い手の不足、耕作放棄地の増加、米価の低迷による農業所得の減少等が深刻な問題となっていた。

中山間地域等直接支払制度を活用し、基幹的農作業の機械共同利用等に取り組むことで、オペレーターの労働力の軽減を図り、高齢者にも取り組みやすいものとした。

また、都市住民(富山県内)との交流を図る体験農園や湛水による鳥類餌場の確保などの多面的機能増進活動についても積極的に取り組んでいる。

3. 取組の内容

基幹的農作業における農業機械の共同利用による作業効率化や農地の計画利用の促進により労働時間の短縮と省力化に努めている。

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落全体で農業生産活動等の維持が図れるように体制を整備している。また、山菜の栽培を通じ、都市住民(富山県内)との交流を図る体験農園(田植え・稲刈り)・キノコ原木栽培等を行い地域農業の活性化を促進している。

さらに、これまで個人毎に行っていた経理について、平成25年に営農組合を協業化し米の出荷を一本化することにより、経費の削減に取り組んでいる。



布谷集落の風景及び田植体験



都市住民との稲刈り収穫体験



地域の将来像

- 「ガンバレ のんたん」をキャッチフレーズに集落全体で力を合わせて農業生産活動の体制整備を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農業機械の共同利用を進め、サポート体制を整備することにより農業の継続を図る。都市住民との交流を図る体験農園（田植え・稲刈り体験）等の多面的機能増進活動に取り組む。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田16.7ha)

営農組織

水路・作業道の管理

- 水路3km、
年2回 清掃、草刈り
- 道路1km、
年5回 草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

体験農園の開設・運営
(約0.4ha、年3回)
田植え・稲刈り等

共同取組活動

冬期の湛水化を実施し
鳥類の餌場の確保
(約0.2ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地が
発生した場合は、集落ぐるみの
共同取組活動により農業生産
活動等の維持を図る。

共同取組活動

4. 今後の課題等

営農組合設立34年目となり、営農組合が中心となって集落営農に取り組んでおり、農業機械も計画的に整備されている。水稻を中心とした体験農園を開設・運営することにより、都市住民との交流が盛んになり地域が活性化された。

近年、役員等の高齢化が進むなかで、厳しさを増す農業情勢に対応すべく、より効率的な農業経営を行っていく必要がある。今後は、イノシシ害の防護策として冬期（猟期）の駆除に重点を置くなど、獣害対策にも積極的に取り組んでいく予定である。

これまでの主な成果

- 都市住民との交流による地域の活性化
 - ・ 体験農園を年3回（田植・稲刈り等）開催
(参加者20名 (H22)、20名 (H23)、20名 (H24)、20名 (H25))



⑧ ジャガイモオーナー制度による交流・地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	たかおかし ふくおかまち この 高岡市 福岡町 小野			
協定面積 4.8ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 66万円	個人配分			0%
	共同取組活動(100%)	役員報酬		5%
		農業生産活動の体制整備に向けた活動経費		24%
		水路・農道等の維持管理費		32%
		農用地の維持管理費		30%
交付金の積立・繰越		8%		
その他		1%		
協定参加者	農業者20人、非農業者18人			開始：平成13年度
人・農地プランの作成状況	集落全域で作成済み			

2. 取組に至る経緯

当集落には、小区画田・不整形田が多く、また、農地が点在していることから営農生産活動を効率的に行うことが困難な状況にあった。加えて、農業従事者の高齢化・過疎化が進み、集落営農が組織化されていない現状では、耕作放棄地の発生が見込まれることから、平成13年度に集落協定を締結し、集落が一丸となって農地の保全やジャガイモオーナー制度などによる地域活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

中山間地域の中でも、平野部からのアクセスが比較的良好(車で10分)という立地を活かし、ジャガイモオーナー制度を実施し、都市住民を呼び込むことで都市農村交流による地域活性化を図っている。ジャガイモの植付け・収穫は、集落にとって一大イベントであり、協定参加者だけでなく、非農家も積極的に参加している。オーナー制度や農業祭り(産業フェスティバル、五位山地域秋の収穫祭等)でのPR活動のおかげで小野集落のジャガイモの知名度が上がり、地域特産物として市内の学校給食に提供するまでとなった。

また、20年以上前に小野集落内の有志により設立された「いもの会」(会員9名)では、ジネンジョのパイプ栽培にも取り組んでいる。仕事の合間をぬって畑の管理を行い、年間600本のジネンジョを栽培・販売している。



オーナー制度のジャガイモ畑



五位山秋の収穫祭にて特産品の販売



地域の将来像

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備
- 小野自治会等を中心とする地域団体を活用し、地域ぐるみでサポートすることで、事業を継続する。

将来像を実現するための活動目標

- 耕作放棄地へ小野集落特産品であるジャガイモへの転作を推奨し、荒地拡大の歯止めとする。また、特産品栽培を通じて地域住民の活性化を図る。

[活動内容]



集落外との連携

- 近隣集落の担い手農家に農作業委託を行い、連携して農地の保全に取り組んでいる。
- 毎年、栃丘集落内で開催される竹の子まつり（5月）、五位山地域秋の収穫祭（11月）において地場農産物を直売する等、集落内外で、安心・安全な農産物の提供を行っている。

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進むことで、機械の更新が困難になり、営農継続が危ぶまれる事態が見込まれる。若者のムラ離れが進む中、5年後、10年後を見据え、後継者の育成や農地の保全体制の確立といった課題に対して、集落ぐるみで取り組んでいく必要がある。

これまでの主な成果

- 地域特産物を活用した、都市住民との交流による地域活性化
 - ・ ジャガイモオーナー制度参加者 集落内農家60名、非農家10名、都市住民30名（平成25年度）
 - ・ 非農家の参画（ジャガイモオーナー田の管理、植付け・収穫作業の手伝い）
 - ・ ジネンジョ栽培本数年間600本



⑨ 集落が一体となった農地保全活動と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なんとし おまた 南砺市 小又			
協定面積 22.8ha	田 (96.6%)	畑 (3.4%)	草地	採草放牧地
	水稻	野菜		
交付金額 410万円	個人配分			0%
	共同取組活動(100%)			
		農道、水路の補修、整備、機械購入等		36%
		鳥獣の害防止対策、景観作物等		27%
		水路、貯水池の運用管理、農地の点検等		32%
		役員報酬		5%
協定参加者	農業者37人、南蟹谷営農組合（構成員21人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

小又集落は富山県南砺市西部の石川県境（金沢市）に位置し、標高200～300mで、中山間地域特有の棚田を形成している。

また、気温の寒暖差が大きく、粘性の強い土壌と清らかな水により作られるお米は、近隣地域からも美味しいと好評である。

集落の約5割が65才以上の高齢者であり、集落の農地等を保全する取組を強化するため、平成12年度に集落協定を締結し、交付金を活用し鳥獣害対策などに取り組んでいる。

3. 取組の内容

2期対策からは交付金の100%を共同活動に充当し、集落で管理している農業用排水路の維持管理及び農道のコンクリート舗装に活用している。共同活動には、集落外に住む集落出身者が積極的に参加していることが特徴的である。

平成19年頃からイノシシによる農作物被害が発生し始めたことから、集落が一体となって当交付金や鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、平成21年から農地の周囲に電気柵や箱わなを設置している。このような対策を毎年実施したことから、現在、イノシシによる農作物被害はほぼ皆無となっている。

集落の数名が狩猟免許を取得し、イノシシの捕獲に積極的に取り組み農作物被害の発生防止に努めている。共同活動後にはジビエを堪能し、ジビエを活用した集落の活性化について検討している。



農道の舗装活動



電気柵の設置



地域の将来像

- 集落の住民が一体となり、「明るく生き生きと」をモットーに今後も活動に取り組んでいく。

将来像を実現するための活動目標

- 農業生産活動の困難となった農地に対するサポート体制の維持。
- 新規就農者の確保。

[活動内容]



集落外との連携

- 集落外に住む集落出身者が共同活動に参加

4. 今後の課題等

ますます、高齢化が進み、担い手の確保が困難となりつつある。これに対処するため、集落内において岩魚の養殖や近傍の大学との営農を通じた交流により活性化を図るため検討を始めている。

集落の住民が一体となり、「明るく生き生きと」をモットーに今後もこれらの活動を通して地域の活性化を図り、先祖代々が作ってきた小又の美味しいお米を次代へ繋げていきたい。

これまでの主な成果

- 農道のコンクリート舗装 2.2km
- 鳥獣害対策としての電気柵の設置 18.0km (H21年度から設置)
- イノシシによる農作物被害面積 50a (H19年度) → 10a (H25年度)

『さらなる集落の活性化に向けて』



「集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！」

制度開始から14年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の耕作放棄地については、集落や地域など皆の力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、耕作放棄地の復元に対する支援もあります。）



「地域農業の維持・活性化のため、引き続き 地域一体となって活動に取り組みましょう！」

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。

地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。



「交付金は制度の主旨に沿った使い方をしましょう！」

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

過疎化や高齢化により、単独での活動が難しい場合は、
近隣集落等と連携した取り組みについて話し合ってみませんか。

集落間の連携の例

(1) 近隣集落と協定を締結

自分たちの集落だけでは農地の維持・管理が難しい場合でも、近隣集落と協定を締結することにより、連携して農地の維持・管理を行うことができます。

(2) 近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積

農地が狭小で分散しているため規模拡大が困難な場合でも、近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積することにより、農地の維持・管理を行うことができます。

(3) 近隣集落と連携して集落営農組織を設立

複数集落で集落営農を設立すれば、よりスケールメリットを活かした経営が可能となります。また、隣の集落営農と統合して法人化することも可能です。

(4) 地域が一体となった協議会を設立

鳥獣被害対策や農産物の地域ブランド化は、地域が一体となった協議会を設立するなどして取り組めばより効果的です。

(5) その他の連携

都市住民や学校教育機関、NPO法人、企業等との交流・連携が可能です。



この制度に関する問い合わせ先

各市町の農業担当者または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10-7
TEL 0765-22-9136
FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1-11
TEL 076-444-4475
FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211
TEL 0766-26-8448
FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1-7
TEL 0763-32-8130
FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-9011
FAX 076-444-4427



**元気ハツラツ富山の田舎
活性化に向けて**